

## いわき市男女共同参画推進団体の登録に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市における男女共同参画を推進する団体の活動の安定及び向上を図り、もって男女共同参画の推進を図るため、団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 登録を受けることができる団体は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 男女共同参画推進のための活動を継続的に行っていること。
- (2) 代表者がいわき市内に住所を有し、又は代表者の勤務先若しくは通学先がいわき市内であり、いわき市内で活動している団体であること。
- (3) 規約、会則またはこれに準ずるもの（以下「規約等」という。）等により、その団体の目的や活動内容等が把握できること。
- (4) 構成員が2人以上であり、その団体及び活動に参加を希望する者が、新たに加わることができる団体であること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。
- (6) いわき市男女共同参画センターの事業や運営等に参加又は協力できる団体であること。

### (登録の申請)

第3条 登録の申請をする団体は、いわき市男女共同参画推進団体登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約等または団体の目的、活動内容等が把握できるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書及び活動報告書（新規登録団体の場合は、活動報告書を除く。）。ただし、登録を承認された団体は、毎年提出しなければならない。
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (登録の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、登録の可否を決定し、いわき市男女共同参画推進団体登録決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

### (規約等の変更又は解散の届出)

第5条 前条の規定による登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、その規約等若しくは第3条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は解散したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、いわき市男女共同参画推進団体登録内容変更等届（第3号様式）によるものとする。

### (登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該登録の日から翌年度の3月31日までとする。

### (登録の更新)

第7条 有効期間満了により登録の更新をするときは、新たに登録の申請を行うものとする。

2 前項の規定による登録の申請は、登録の有効期間の満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に行わなければならない。

3 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録団体への支援措置)

第8条 登録団体は、男女共同参画推進の観点から、次の支援措置を受けることができる。

(1) 男女共同参画の推進に関する情報の提供

(2) 登録団体及び登録団体の活動に関する情報の発信の場の提供

(登録団体の取消し)

第9条 市長は、登録団体が次の各号の一に該当するときは、団体の登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める要件を欠いたとき。

(2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。

(3) 登録団体が解散したとき。

(4) 男女共同参画を推進する団体としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

(5) その他、市長が不相当であると認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月26日から実施する。